【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年4月1日

【会社名】 アートスパークホールディングス株式会社

【英訳名】 ArtSpark Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成 島 啓

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号

【電話番号】 03-6820-9590

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 藤 賢

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号

【電話番号】 03-6820-9590

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 藤 賢

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2022年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額102,662,856円

口 効力発生日

2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

- (1)今後の当社グループの中長期的な成長を実現していくため、より機動的な経営体制を構築し事業を推進することが最善であると考え、当社と株式会社セルシスを合併させ、統合後の商号を事業会社としての認知度が高い株式会社セルシスに変更するものです。なお、当社は純粋持株会社から事業会社に移行することとなりますので、事業の目的を変更するものであります。また、かかる定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日付で効力を生じるものとします。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨へ変更するものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを変更するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21条第1項の取締役の任期を1年に変更すると共に、同条第2項を削除するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、成島啓氏、川上陽介氏、ラインハルト・フューリヒト氏、池田真樹氏、渡邊雄三氏、伊藤賢氏、木下耕太氏を選任する。なお、木下耕太氏は社外取締役であります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任されます藤田宇明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合
第1号議案 剰余金処分の件	193,947	4,105	134	(注) 1	可決 (97.9%)
第2号議案 定款一部変更の件	195,228	2,808	150	(注) 2	可決 (98.5%)
第3号議案 取締役7名選任の件				(注) 3	
成 島 啓	171,226	26,810	150		可決 (86.4%)
川上陽介	172,343	25,693	150		可決 (87.0%)
ラインハルト・ フューリヒト	179,522	18,514	150		可決 (90.6%)
池田真樹	179,652	18,384	150		可決 (90.6%)

臨時報告書

渡邊雄三	180,157	17,879	150		可決 (90.9%)
伊 藤 賢	179,681	18,355	150		可決 (90.7%)
木下 耕太	180,148	17,888	150		可決 (90.9%)
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	170,518	15,092	150	(注) 1	可決 (86.0%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を集計することにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない一部の議決権数につきましては、加算しておりません。